

令和4年10月13日

要求書に対する回答

- 教育委員会事務局 -

番号	6
項目	定年退職後の生活設計が安心できるような高齢者雇用制度については業務実態を十分ふまえた高齢者制度となるよう検討すること。また、定年延長にあたっては職務給の原則のもと給与水準を確保するとともに制度設計にあたっては国とは異なる加齢に伴う困難職域などの現場実態をふまえ多様で柔軟な働き方が可能となるよう待遇改善を含めた高齢期雇用制度の確立に向け早急に組合との協議を行うこと。
(回答)	
<p>60歳超の教職員の給料月額については、人事院の「意見の申出」を踏まえ、民間の実状等を考慮して、当分の間、60歳に達した日後における最初の4月1日以後「7割水準」となります。</p> <p>また、高齢者部分休業や定年前再任用短時間勤務制度を導入するとともに、現行の再任用制度についても、定年の段階的な引上げ期間中において暫定的に存置することで、高齢期の働き方の選択肢の幅を広げることとしております。</p> <p>今後、学校園に向けて周知をしてまいりますが、制度の運用における諸課題については、「大阪市労使間関係に関する条例」に基づき、引き続き誠意をもって対応してまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G） 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G）

番号	12 (1)
項目	労働基準法、労働安全衛生法の規則「学校給食事業における安全衛生管理要綱」の周知徹底を行うこと。
回答)	
<p>学校給食を円滑に運営していくうえで、給食調理員の労働安全衛生は、非常に重要であると認識しております。</p> <p>厚生労働省が昭和48年に策定した「学校給食事業における安全衛生管理要綱」が、平成6年4月に全面的に改定されたことに併せて、学校給食労働安全衛生委員会において本市の労働安全衛生管理点検項目等の見直し作業を行うとともに、毎年4月には業務監理主任を対象とした研修や各職場の安全衛生担当者を対象とした研修において要綱についての講義を行い、要綱の目的である学校給食事業における労働者の安全と健康の確保について周知徹底を図ってきたところです。</p> <p>また、「学校給食安全衛生担当者の手引き」を平成25年2月からはSKIPポータルにも掲載し、要綱等が学校現場でも確認できるよう整備を図っております。</p> <p>今後とも、労働災害防止・健康障害防止のため、要綱の周知徹底に努めてまいりたいと存じます。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 (福利G)

番号	12 (2)
項目	公務災害の防止対策は、労使協議を基本としながら二度と同じ事故は起こさないとする強い意志をもって講ずること。
(回答)	
<p>公務災害の防止対策については、「学校給食労働安全衛生委員会」において、種々調査・審議を実施し、その対策を講じているところです。</p> <p>平成5年から「学校給食調理員公務災害調査研究会」を設置し、公務災害防止に向けた調査研究・改善を行っているところです。</p> <p>平成11年度からは、9月を公務災害防止月間と定め、啓発ポスターの作成・配布等を行っており、今年度についても、広く公務災害防止への意識向上が図れるよう、啓発ポスターの図案及び標語を給食調理員から公募し、啓発に努めてきたところです。</p> <p>加えて、夏季休業期間中に実施しているブロック研修や安全教育研修においても、公務災害をテーマとした講義を取り入れるなど、災害の未然防止に向け取り組んでいるところです。</p> <p>給食室については、各職場の安全衛生担当者による週1回の職場巡視のほか、例年、衛生管理者・産業医による職場巡視、夏季休業期間中における給食調理員による点検を行い、公務災害の防止に努めているところです。</p> <p>また、あらゆる災害の未然防止対策として、令和2年3月に「給食調理業務の安全管理マニュアル」を策定し、労働安全衛生管理体制の強化・充実に努めています。</p> <p>引き続き、毎月の労働安全衛生委員会で災害の検証・検討を行うとともに、公務災害調査研究会においても調査研究をすすめ、公務災害防止の対策を講じてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当 (福利G)

番号	12 (4)
項目	休職者の実態をふまえ、原因分析を行うとともに学校給食職場におけるメンタルヘルス対策事業の一層の充実を図ること。特に心の健康の保持、増進の観点から「心の健康づくり指針」の策定をふまえ実効あるものにすること。
(回答)	
<p>メンタルヘルス対策については、労働安全衛生上の非常に重要な課題であると認識し相談窓口の設置、情報提供、各種研修会の開催など様々なメンタルヘルス対策事業に取り組んでおります。</p> <p>具体的には、全教職員を対象にセルフケア等メンタルヘルスに関する啓発を目的とした「こころとからだのお話」や「メンタルヘルス相談窓口のご案内」の配付、「ラインケア研修」、「管理監督者向けメンタルヘルス相談事業」等、各種研修等を実施しております。</p> <p>平成22年10月からは、精神疾患等による休職から復職される方に、「大阪市立学校園職員復職支援事業」を実施し、円滑な職場復帰と再発防止に努めております。</p> <p>平成23年4月に「大阪市教職員心の健康づくり指針」の策定及び「大阪市教職員のためのメンタルヘルスハンドブック」を作成し、全学校園に通知しました。</p> <p>平成24年度からは教頭・副校长向けのラインケア研修の実施、平成25年10月からは、教職員のメンタルヘルスの幅広い支援を目的として、外部委託事業者による、メール・電話・対面カウンセリングによる相談窓口の設置や学校園におけるメンタルヘルス研修（こころの健康講習会）を実施しました。</p> <p>また、平成28年度から実施しているストレスチェックに加え、平成29年度より全校園長等を対象に、ストレスチェックの集団分析結果を活かした職場環境の改善、メンタルヘルス不調の未然防止に関する研修を行いました。</p> <p>今後は学校園における新しい生活様式の中での好事例の収集・分析等を行い、各学校園へ発信し、展開していただけるよう努めてまいります。</p> <p>あわせて、メンタルヘルス不調の原因により即した対策の充実についても努めてまいります。</p>	
担当	教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G）

番号	12 (5)
項目	<u>精神疾患による病気休職からの復職者に対する「職場復帰支援事業」を実効あるものとすること。</u> また、復職後的人的支援について拡大・充実をおこなうこと。
(下線部のみ回答)	
<p>平成22年10月より「職員復職支援事業」を開始し、精神疾患等による休職から復職される職員がスムーズに安全に職場復帰され、病気の再発を防止し、業務が継続できるように支援することを目的として実施しております。</p> <p>復職の際に教育委員会産業医の面接を実施し、復職及び就業上の措置に関する計画を立て、復職後必要に応じて就業上の措置を実施し、職場復帰を支援しております。</p> <p>通常勤務復帰後も教育委員会産業医との面接を必要に応じて実施することにより、円滑な職場復帰をめざしております。</p>	
<p>担当 教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G） 教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（管理G）</p>	

番号	12 (6)
項目	パワハラ・セクハラ等、あらゆるハラスメントを給食室内から一掃させる取り組みを推進すること。

(回答)

ハラスメントについては、職員の尊厳や人権を侵害するとともに、職場の秩序や業務の遂行を阻害し、学校園にとっても大きな損失をもたらすものであると認識しております。

パワーハラスメントにつきましては、被害者を救済するシステムの確立に向け、相談体制を充実させていくとともに、学校園におけるパワーハラスメントを防止し、より良い職場環境づくりに取り組んでまいります。

セクシュアルハラスメントにつきましては、きめ細かい対応ができるように、校園長等管理監督者、教育委員会窓口に加えまして、外部の相談窓口として弁護士事務所において相談を受ける窓口を設置しております。

令和4年4月、パワーハラスメント・セクシャルハラスメントを含むハラスメント防止に関する規程につきまして、各規程の項目を統一するとともに、記載内容を現在の状況に適した表現とする指針に改正いたしました。また、今年度は教職員の服務規律確保の取り組みにおいても、「ハラスメント事案」の発生防止に向けて重点的に取り組むこととしております。(令和4年5月16日通知済)

既に各校園長に周知及び所属職員への周知依頼を行い、その中で、各校園長に対して、風通しの良い、互いの人権を尊重し合う職場づくりに引き続き取り組んでいただくよう通知しておりますが、市教委としましても、各校園のより良い職場環境づくりに向け、引き続きハラスメント防止のための取組を進めてまいりたいと考えております。

担当	教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当（服務・監察） 教育委員会事務局 指導部 教育活動支援担当（人権）
----	--

番号	12 (9)
項目	<p><u>パンデミック（インフルエンザ・ノロウィルス・新型コロナウィルス感染症等）感染力の強い病気</u>にり患した（擬陽性含む）場合は、陰性になるまでの期間を評価に反映しない特別休暇とすること。その間の検査費用は公費負担とすること。</p>
(下線部のみ回答)	
担当	<p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（制度G）</p> <p>教育委員会事務局 教務部 教職員給与・厚生担当（福利G）</p>